

東京地方裁判所委員会（第1回）議事概要

（東京地方裁判所委員会庶務）

1 日時

平成15年10月20日（月）15：00～17：25

2 場所

東京地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 青木俊一，池田修，植山泰夫，岡久幸治，尾崎道明，小野正典，唐津恵一，北村敬子，小粥節子，高木國雄，田村浩子，永井紀昭，萩尾保繁，畠中薫里，丸山陽子，満田明彦，保田眞紀子，我妻学，和久井良一，渡辺雅昭

（庶務） 江川智津乃東京地裁総務課長，中園敬東京地裁総務課課長補佐，早川浩二東京地裁総務課庶務第一係長

（説明者） 原田伸一東京地裁事務局長，勝野鴻志郎東京地裁民事首席書記官，鈴木英夫東京地裁刑事首席書記官，羽山秀樹東京簡裁事務部長

4 議題

- (1) 地方裁判所委員長選出等
- (2) 概況説明
- (3) 次回以降の予定について

5 配布資料

（概況説明レジュメ）

- (1) 東京地方裁判所の概況（全体）
- (2) 東京地方裁判所民事部の概況
- (3) 東京地方裁判所刑事部の概況
- (4) 東京地方裁判所八王子支部の概況
- (5) 東京地方裁判所管内簡易裁判所の概況

（参考資料）

- (1) 東京地方裁判所（広報用パンフレット）
- (2) 手続に関するリーフレット

初めて簡易裁判所を利用される方のために

ご存知ですか？簡易裁判所の民事調停

ご存知ですか？簡易裁判所の民事手続案内サービス

ご存知ですか？簡易裁判所の民事訴訟

ご存知ですか？簡易裁判所の少額訴訟

ご存知ですか？簡易裁判所の支払督促

特定調停の申立てをされる方のために（２種類）

雇用関係のトラブルを解決したい方のために

強制執行の申立をされる方のために

競売不動産の買受けをされる方のために

法廷ガイド・裁判を傍聴する方々のために

(3) 東京地方裁判所・東京簡易裁判所のホームページ（抜粋）

(4) 意見交換テーマ例（参考）

4 議事

(1) 所長挨拶

東京地方裁判所委員会の開催に当たり、永井紀昭東京地裁所長からあいさつがあった。

(2) 委員、庶務及び説明者の自己紹介

委員、庶務及び説明者からそれぞれ自己紹介があった。

(3) 委員長の選出

【発言者の表示＝■：庶務，●：委員長，○：委員】

■：委員の互選により委員長を選出していただきたい。

○：裁判所に対していろいろ意見を出し、裁判所がこれに対応し、報告するというこの会の趣旨から考えると、できれば裁判所の関係者以外の方になっていただくのが形としてはいいと考える。

この委員会の生みの親とも言える司法制度改革審議会の委員もなされた委員になっていただければ何よりである。

○：私は、大学の方が忙しくなりそうであるので、御遠慮させていただきたい。裁判所の関係者以外の方がなったよという見解も分かるが、委員が自由に意見を述べて、それを裁判所が聞いてくれるということであれば、裁判所関係者でもいいと思

う。

○：裁判所関係者以外の方がなった方がよいとの見解も理解できるが、現時点では、議論の対象やスケジュール等全く決まっていないうし、まず、議論の前にそもそも裁判所に関する勉強が必要な段階であると考えている。今後、問題と方向が固まって、裁判所と委員会の利益が相反するような議論が必要になったときには外れてもらった方がいいかもしれないが、それまでの間は、裁判所関係者が委員長をやった方がいいと思う。

○：裁判所の方がなるのがいいと思う。

○：制度上、裁判所の意思決定をするのは裁判官会議であり、所長はそこから委任を受けているものである。

裁判所がこの委員会を設置したものであり、委員長は、議事の取りまとめ、外への発信、準備の関係で庶務との連携が必要となってくる場面が多いで、裁判所関係の委員がなるのがいいと思う。裁判所関係ということであれば、所長ということになろう。

○：裁判所の方でいいと思う。皆で積極的に前向き意見を言うことで運営していけばいいのではないか。

○：基本的な考え方としては、裁判所関係者以外の方がなった方がよいとの説に賛成である。諮問機関の長に、諮問する側のトップがなるというのはやはりおかしい。

また、司法全体のことについて話し合うということからすると、検察官や弁護士もならない方がいいと思う。

ただ、今、この場で委員長をどうするかということについて、議論をずっとやってもきりがないうし、私も裁判所についての勉強の期間が必要であると考えている。当面は交通整理の役目ということで裁判所の方になっていただいてもいいのではないか。ただし、本当に中身の議論になって、その内容によっては、裁判所の方でない方が進行し、取りまとめた方がいい場合もあるかもしれない。その場合は、改めて検討するという条件で、裁判所関係者が委員長に就くことに同意する。

■：皆さんの意見を総合すると、当面は、永井委員に委員長をお願いするということになろうかと思われるが、それでよろしいか。

○：（異議なし）

■：では、永井委員に委員長をお願いすることとしたい。

●：了承する。いろいろと御見解はあると思うが、今後、試行錯誤するであろう中で交通整理をする議長役ないしは準備作業をする庶務との調整役ということで、御了解いただきたい。

以上の協議により、永井委員が委員長として選任され、永井委員長から就任のあいさつがあった。

(4) 委員長代理の指名

委員長から、委員長代理として我妻委員が指名された。

(5) 議事運営事項の決定

(委員会の招集権者について)

■：委員会の招集権者については、規則6条2項に「委員長は会務を総理し」とあるので、招集権者は委員長とさせていただこうと考えるがどうか。

○：(異議なし)

●：では、招集権者は、委員長とさせていただくが、委員から、ある事項について委員会を開いて議論したいという要望があれば、他の委員の御意見を聞いて、多数の委員の御賛同があれば委員会を招集して開催するのが委員長の役目であろうと考えている。

(議事又は議事概要の公開について)

● 議事概要を作って、ホームページで公開することは考えなければいけないと思うが、それをどの程度の詳しさで作るか、発言者の氏名をどこまで出すかという点がまず問題となろう。いかがか。

○：東京都の協議会の委嘱を受けているが、そこでの経験から言うと、あまりに発言そのままの形で作成するのはどうかと思う。発言の要点だけ書いていただく方がありがたいと思う。

○：発言者の名前と発言の中身が分かるという程度に書いてあれば足りると考える。

●：発言者名を記載するか否かという点についてはどうか。

○：司法制度改革審議会では、氏名についても全て公開し、ビデオを入れて別室への中継も実施していた。ただ、やり方として、議事録は氏名も入れて作成した上で、公開するものについては、委員名を伏せて、という形で分けて考えるということもあり得るかとも思う。

○：内容については、要約でいいと思う。ただ要約については、発言者の事前了解が

必要であろう。

発言者の氏名については、明らかにする必要があるのだろうかという気がする。発言者の責任を明らかにしなければならないような場面もあるのかもしれないが、それは各事項ごとに考える必要があるだろう。

○：最高裁判所の一般規則制定諮問委員会の議事概要を見たが、そこでは、委員はマークだけで表示され、氏名は記載されていない。自由な意見交換をするということを第一義とするならば、発言者の氏名まで公開すると、警戒心を持ってしまう気がするので、氏名を載せるのはどうかと思う。ただ、情報公開の進んでいる現在においては、最終的には伏せるわけにはいかないと思うが。

○：フリーな話し合いをするということであればこそ、氏名ははっきりさせるべきであると思う。ここで出される意見は堂々と言える意見、建設的な意見が大部分であろうと思う。特に対立が激しいような課題が出てきた場合には別であるが。東京だけが出さないというわけにはいかないであろうし、出した方が自然であろうと思う。

○：我々は仕事であるので、名前が出て仕方がないが、委員の皆様がフランクに、誤解を恐れずに話ができるという観点からすれば、あえて氏名までは出さないというのも一つのやり方かなと思う。

●：「議事概要をホームページで公開する」という点については差し支えないということでもよろしいか。

○：（異議なし）

●：それでは、議事概要の作り方については、今日はいくつか意見を伺ったということにさせていただいて、次回までに、庶務においていくつか案を作ってみて、次回、委員の皆様にも実際に見てもらって議論してもらおうと考える。

次に議事の公開についてであるが、一般への公開については、一般規則制定諮問委員会の議論の中では「しない」ということになっていたようである。これは、インターネットによる議事録の公開を行うことで足りる、という趣旨なのかなと思うが、どのようにお考えか。

○：個人的には、的はずれなことを言うかもしれないので、非公開にしてほしいと言いたいところだ。しかし、マスコミに属する者としては、これまでこのような委員会に対しては透明な場にすべきであると言ってきたし、そう思っている。急に意見

を変えては御都合主義と笑われてしまう。全面公開すべきであると主張する。

○：いろいろな意見を本音でたたき合うということからは非公開の方がいいと思う。他の人がいると言いたいとも言えないようなことも考えられる。

○：内容によるのではないか。この後、どのように会が進むのか、民刑に分かれて進むのか、いずれもこれからの話であるので、最初のうちは非公開で、ある程度中身がはっきりしてきてから公開するかどうかを考えればいいのではないか。

○：基本的には、情報公開すべきであるという立場であるが、個人的にはこの委員会のことや法律のことをしばらく勉強させていただき、その中で自分の意見は出していきたいと考えている。今は、それ以上どうこうすべきであるというものは持っていない。

○：議事の公開が問題とされるのは、手続の公正さを担保することが重要なのであり、議事録が公開されればよいのではないかと考える。大事なものは、ユーザーとしての国民の意見をどのように汲み上げるかということではないか。一般の国民の意見を広く聴取する機会を設けることも考えられる。非公開というと暗いというイメージがあるが、委員会の発足当初は、委員の間でとりあえずざっくばらんな意見交換をということであれば、当面は非公開ということでもいいと思う。

●：いろいろな意見があり、基本的なところでは公開、という見解が出されたが、一方で消極的な意見もあり、「事案によって分ける」というものと「現時点では非公開」というものがあつたように伺った。この問題についても、次回、引き続き議論させていただきたい。

○：今日は報道機関は来ていないが、傍聴できると言えば来るのではないか。一般的には、「公開する」と言わないと非公開であると考えられる可能性がある。この委員会の趣旨からして、報道機関が来たいと言うなら、特に問題のあるものは別にして、公開すればいいのではないか。

●：いくつかの意見があつたと事実を確認をして、もう一度次回、議論させていただきたい。

(部会について)

●：最後にこの委員会の進行について、部会制をとるかどうかについてお考えを伺いたい。

○：いずれは部会が必要となつてこようが、とりあえずは、裁判所全体に関わる内容

を、高いところから見据える形の議論ができればいいと思う。部会はそれからでいいのではないか。

○：次回から部会と言われると正直なところ困る。全体でいろいろ問題点を出していったら、部会についてはその議論の中で改めて必要性を検討していけばいいのではないか。

○：同意見である。

●：それでは、当面は、裁判所からいろいろと実情をお話しし、見ていただいて、フリートークでテーマにすべきことについて意見交換していくことにしたい。テーマが決まり、必要があれば部会制をとるということにさせていただく。

以上の協議の結果は以下のとおりである。

ア 委員会の招集は、委員長がする。

イ 議事概要を作成し、東京地裁のホームページで公開する。議事概要の形式については次回、引き続き協議する。傍聴を認めるかどうかについても、次回引き続き協議する。

ウ 当面の間、部会は設置せずに全体会の形を継続し、具体的なテーマが決まり、その協議のために必要があれば部会を検討する。

(6) 概況説明

所長、民事所長代行者、刑事所長代行者、八王子支部長及び東京簡裁所長代行者から順次概況説明を行った。

(7) 第2回以降の議事及び期日等について

ア 第2回委員会の期日について

平成16年2月頃にすることについて、異議なく了承された。具体的な日付については、庶務において後日調整することになった。

イ 法廷傍聴及び庁舎見学について

法廷傍聴及び庁舎見学を12月と1月に予定していること及びその内容について、庶務から説明した。具体的な日付については、庶務において後日調整することとなった。